

税関長の権限の委任に係る税関官署の管轄区域及び税関長の権限の一部を
税関官署の長に委任すること等についての公告

関税法施行令（昭和29年政令第150号）第92条第1項第2号及び同条第2項並びに輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和30年政令第100号）第30条第1項第2号及び同条第2項の規定に基づき、税関官署の管轄区域及び税関長の権限の一部を官署の長に委任し、又は委任しない権限について下記のとおり定めたので、関税法施行令第92条第4項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第30条第4項の規定により公告します。

平成22年3月19日

名古屋税関長 原 信造

記

- 1 関税法施行令第92条第1項第2号及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第30条第1項第2号の規定する税関長が指定する税関支署監視署は、清水税関支署下田監視署とする。
- 2 関税法施行令第92条第1項第2号及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第30条第1項第2号に基づき、税関官署の管轄区域を別表第1のとおりとする。
- 3 税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署に対し、関税法施行令第92条第2項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第30条第2項に掲げる権限以外に委任する権限は、別表第2のとおりとする。
- 4 税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署に対し、関税法施行令第92条第2項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第30条第2項に掲げる権限を制限する範囲は、別表第3のとおりとする。

附 則（平成22年公示第131号）

- 1 この公告は、平成22年3月23日から適用する。
- 2 税関長の権限の一部を税関官署の長に委任すること等についての公告（昭和46年公示第24号）は廃止する。ただし、この公告の適用前にした行為に対する旧公告及び附則の規定については、この公告の適用後も、なおその効力を有する。

附 則（平成22年公示第235号）

この公告は、平成22年7月1日から適用する。

附 則（平成23年公示第124号）

この公告は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成23年公示第196号）

この公告は、平成23年7月1日から適用する。

附 則（平成23年公示第246号）

この公告は、平成23年10月1日から適用する。

附 則（平成24年公示第82号）

この公告は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年公示第193号）

この公告は、平成24年7月1日から適用する。

附 則（平成25年公示第179号）

1 この公告は、平成25年7月1日から適用する。

2 次の各号に規定する事項に関する関税法（昭和29年法律第61号）及びその他の関税に関する法令並びに輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）の規定に基づく税関長の権限は、中出張所廃止に伴い名古屋税関長に承継させるものとする。

一 中出張所廃止までに中出張所長が関税法施行令（昭和29年政令第150号）第92条第1項第2号及び第2項並びに輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和30年政令第100号）第30条第1項第2号及び第2項の規定に基づく税関長の権限の委任規定により行った処分

二 中出張所廃止までに輸入申告のなかったものに対する決定及び賦課決定に関する事項

附 則（平成26年公示第47号）

この公告は、平成26年3月10日から適用する。

附 則（平成26年公示第135号）

この公告は、平成26年7月1日から適用する。

附 則（平成26年公示第243号）

この公告は、関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成26年法律第110号）の施行の日から適用する。

附 則（平成29年公示第1号）

この公告は、平成29年1月4日から適用する。

附 則（平成29年公示第73号）

この公告は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成29年公示第109号）

この公告は、平成29年6月1日から適用する。

附 則（平成29年公示第180号）

この公告は、平成29年10月8日から適用する。

附 則（平成30年公示第79号）

- 1 この公告は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 改正後の税関長の権限の委任に係る税関官署の管轄区域及び税関長の権限の一部を税関官署の長に委任すること等についての公告において、関税法（昭和29年法律第61号）第十一章第二節に基づく規定は、この公告の適用の日以後にした行為について適用し、同日前にした行為については、なお従前の例による。

附 則（平成30年公示第167号）

この公告は、平成30年7月1日から適用する。

附 則（平成30年公示第294号）

この公告は、平成30年12月13日から適用する。

別表第1

| 税関官署名 | 管轄区域 |
|-------------------|---|
| 名古屋税関 諏訪出張所 | 長野県 |
| 清水税関支署 興津出張所 | 静岡県のうち 静岡市清水区のうち横砂南町、横砂、横砂中町、横砂本町、横砂東町、興津清見寺町及び興津本町並びにこれらの地先 |
| 清水税関支署 浜松出張所 | 静岡県のうち 浜松市 磐田市 袋井市 湖西市 周智郡 |
| 清水税関支署 沼津出張所 | 静岡県のうち 沼津市 热海市 三島市 伊東市 御殿場市 裾野市 伊豆市 伊豆の国市 田方郡 駿東郡 |
| 清水税関支署 田子の浦出張所 | 静岡県のうち 富士宮市 富士市 |
| 清水税関支署 焼津出張所 | 静岡県のうち 島田市（静岡空港を除く。） 烧津市 藤枝市 榛原郡 |
| 清水税関支署 御前崎出張所 | 静岡県のうち 掛川市 御前崎市 菊川市 牧之原市（静岡空港を除く。） |
| 清水税関支署 静岡空港出張所 | 静岡県のうち 島田市及び牧之原市のうち静岡空港 |
| 豊橋税関支署 衣浦出張所 | 愛知県のうち 半田市 碧南市 西尾市 大府市 高浜市 知多郡 |
| 豊橋税関支署 蒲郡出張所 | 愛知県のうち 蒲郡市 須田郡 |
| 名古屋税関 中部外郵出張所 | 愛知県常滑市セントレア3丁目のうち 郵便法（昭和22年法律第165号）第2条に規定する者が国際郵便の業務を行う事業所内 |
| 名古屋税関 南部出張所 | 愛知県のうち 常滑市（中部空港税関支署及び中部外郵出張所の管轄区域を除く。） 東海市 知多市 |

| | |
|------------------|---|
| 名古屋税関 西部出張所 | 愛知県のうち 弥富市及び海部郡のうち飛島村並びにこれらの地先 |
| 四日市税関支署 津出張所 | 三重県のうち 津市 伊勢市 松阪市 鳥羽市 志摩市 多気郡 度会郡のうち玉城町、南伊勢町 |
| 四日市税関支署 尾鷲出張所 | 三重県のうち 尾鷲市 熊野市 度会郡のうち度会町、大紀町 北牟婁郡 南牟婁郡 |
| 清水税関支署 下田監視署 | 静岡県のうち 下田市 賀茂郡 |

別表第2

関税法関係

| 番号 | 関税法施行令第92条第2項の規定に基づき委任する権限 | 税関出張所 | | | 税関支署出張所 | | | 監視署 下田 |
|---------|--|-------|-----------|------|---------|--------------------|---------------|-----------|
| | | 諫訪 | 南部、 西部 | 中部外郵 | 浜松 | 沼尾 津、 焼 津 | 興津、 蒲 郡 | |
| 1 | 船長に対し、船用品目録に記載すべき事項の報告を求めること。 〔法第15条第4項〕 (注1にあっては、静岡空港を除く。) | | | | | | ○ 注1 | |
| 1 -2 | 外国貿易機（入港）の運航者等に対し、予約者等に関する事項の報告を求めること。 〔法第15条第13項〕 (注1にあっては、静岡空港に限る。) | | | | | | ○ 注1 | |
| 2 | 事前報告された積荷に関する事項について荷受人等に報告を求めること。 〔法第15条の2第1項〕 | | | | | | ○ | |
| 2 -2 | 特殊航空機（入港）の運航者等に対し、予約者等に関する事項の報告を求めること。 〔法第15条の3第4項〕 (注1にあっては、静岡空港に限る。) | | | | | | ○ 注1 | |
| 2 -3 | 船卸許可 〔法第16条第3項〕 (注1にあっては、静岡空港を除く。) | | | | | | ○ 注1 | |
| 3 | 開港又は税関空港の出港許可 〔法第17条第1項〕 | | | | | | ○ | |
| 4 | 外国貿易船等（出港）の船長又は機長に対し、積荷、旅客及び乗組員に関する事項の提出を求めること。 〔法第17条第1項〕 | | | | | | ○ | |
| 4 -2 | 外国貿易機（出港）の運航者等に対し、予約者等に関する事項の報告を求めること。 〔法第17条第3項〕 (注1にあっては、静岡空港に限る。) | | | | | | ○ 注1 | |
| 4 -3 | 特殊船舶等（出港）の船長又は機長に対し、旅客及び乗組員に関する事項の提出を求めること。 〔法第17条の2第1項〕 | | | | | | ○ | |

| 番号 | 関税法施行令第92条第2項の規定に基づき委任する権限 | 税関出張所 | | | 税関支署出張所 | | | 監視署 |
|-----|--|-------|---------|------|---------|--------|---------|-----|
| | | 諫訪 | 南部、西部 | 中部外郵 | 浜松 | 沼尾津、焼津 | 興津、蒲郡 | |
| 4-4 | 特殊航空機（出港）の運航者等に対し、予約者等に関する事項の報告を求めること。 〔法第17条の2第2項〕 (注1にあっては、静岡空港に限る。) | | | | | | ○ 注1 | |
| 5 | 不開港出入許可 〔法第20条第1項〕 (注1にあっては、静岡空港を除く。) | | | | | ○ | ○ 注1 | ○ |
| 6 | 外国貨物である船用品又は機用品の積込承認 〔法第23条第1項〕 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5-2 | 不開港において、外国貿易機（入出港）の運航者等に対し、予約者等に関する事項の報告を求めること。 〔法第20条第3項〕 | ○ | | | | | | |
| 5-3 | 不開港において、特殊船舶等（出港）の船長又は機長に対し、旅客及び乗組員に関する事項の提出を求めること。 〔法第20条の2第4項〕 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5-4 | 不開港において、特殊航空機（入出港）の運航者等に対し、予約者等に関する事項の報告を求めること。 〔法第20条の2第5項〕 | ○ | | | | | | |
| 6-2 | 内国貨物である船用品又は機用品の積込承認 〔法第23条第2項〕 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6-3 | 外国貨物である船用品又は機用品の積込み期間の延長 〔法第23条第4項〕 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6-4 | 船用品又は機用品の減却承認 〔法第23条第6項ただし書き〕 (注1にあっては、西部及び南部に限る。) | ○ | ○ 注1 | | ○ | ○ | ○ | ○ |

| 番号 | 関税法施行令第92条第2項の規定に基づき委任する権限 | 税関出張所 | | | 税関支署出張所 | | | 監視署 |
|----|---|-------|---------|------|---------|--------|---------|--------|
| | | 諏訪 | 南部、西部 | 中部外郵 | 浜松 | 沼尾津、焼津 | 興津、蒲郡 | |
| 7 | 指定地外交通等の許可 〔法第24条第1項〕 (注1にあっては、貨物の指定地外積卸しに限る。) | ○ | ○ 注1 | | ○ | ○ | ○ 注1 | ○ ○ |
| 8 | 船陸交通許可及び交通場所の指定 〔法第24条第2項〕 | ○ | | | ○ | ○ | | ○ ○ |
| 9 | 外国往来船又は外国往来機と沿海通航船等との間の交通許可 〔法第24条第4項〕 | ○ | | | ○ | ○ | | ○ ○ |
| 10 | 外国貨物の他所蔵置許可 〔法第30条第1項第2号〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ ○ |
| 11 | 保税地域にある外国貨物の見本一時持出し許可 (法第36条において準用する場合を含む。) 〔法第32条〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ ○ |
| 12 | 指定保税地域における外国貨物等の取扱いに関する行為の許可 (法第49条において準用する場合を含む) 〔法第40条第2項〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ ○ |
| 13 | 保税蔵置場における外国貨物を置くことができる期間の延長の承認 (法第61条の4及び法第62条の15において準用する場合を含む。) 〔法第43条の2第2項〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ ○ |
| 14 | 保税蔵置場に蔵入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の指定 〔法第43条の3第1項〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ ○ |
| 15 | 保税蔵置場の貨物の収容能力の増減等についての必要な措置 (法第61条の4、法第62条の7及び法第62条の15において準用する場合を含む。) 〔法第44条第2項〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ ○ |

| 番号 | 関税法施行令第92条第2項の規定に基づき委任する権限 | 税関出張所 | | | 税関支署出張所 | | | 監視署 |
|----|--|-------|-------|------|---------|--------|-------|-----|
| | | 諫訪 | 南部、西部 | 中部外郵 | 浜松 | 沼尾津、焼津 | 興津、蒲郡 | |
| 16 | 保税蔵置場にある外国貨物の減却承認 (法第36条、法第41条の3、法第61条の4、法第62条の7及び法第62条の15において準用する場合を含む。) 〔法第45条第1項ただし書〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 17 | 保税工場における保税作業の開始届の提出不要の認定(法第56条第1項に規定する保税工場の許可と同時に行う場合を除く。) 〔法第58条ただし書〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 18 | 保税工場における保税作業に内外貨を混合使用することの承認(法第62条の15において準用する場合を含む。) 〔法第59条第2項〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 19 | 保税工場外保税作業の許可(法第62条の15において準用する場合を含む。) 〔法第61条第1項〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 20 | 保税工場外保税作業の許可の際の担保提供命令(法第62条の15において準用する場合を含む。) 〔法第61条第2項〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 21 | 保税工場外保税作業の許可を受けて搬出する際の検査(法第62条の7及び法第62条の15において準用する場合を含む。) 〔法第61条第3項〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 22 | 指定保税工場における使用数量等の報告について特別の期間の指定(法第61条の2第1項に規定する指定保税工場の指定と同時に行う場合を除き、法第62条の15において準用する場合を含む。) 〔法第61条の2第2項〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 23 | 旅客等の携帯品の留置 〔法第86条第1項〕 | ○ | | | ○ | ○ | | ○ |

| 番号 | 関税法施行令第92条第2項の規定に基づき委任する権限 | 税関出張所 | | | 税関支署出張所 | | | 監視署 |
|------|--|-------|-------|------|---------|--------|-------|-----|
| | | 諫訪 | 南部、西部 | 中部外郵 | 浜松 | 沼尾津、焼津 | 興津、蒲郡 | |
| 24 | 原産地を偽った表示等がされている貨物の留置 〔法第87条第1項〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 25 | 同一の外国貿易船が同一の不開港に1年を通じて4回以上入港する場合の許可手数料の軽減又は免除 〔法第101条第3項〕 (注1にあっては、静岡空港を除く。) | | | | | ○ | ○ | ○ |
| 26 | 犯則貨物等を外国貨物として保稅地域に入れる場合における期間の指定 〔法第118条第5項ただし書〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 27 | 削除 | | | | | | | |
| 28 | 領置、差押物件を還付することができない場合の公告 〔法第134条第2項〕 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | |
| 29 | 領置、差押物件を還付する場合における関税の徵収 〔法第134条第4項〕 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | |
| 30 | 通告処分(罰金相当額が即時納付される場合に限る。) 〔法第146条第1項〕 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | |
| 30-2 | 通告処分(罰金相当額が即時納付される場合に限る。)に係る更正 〔法第146条第3項〕 | ○ | | | ○ | ○ | ○ | |
| 31 | 見本の一時持出し許可申請を口頭ですることができる場合の認定(令第30条において準用する場合を含む。) 〔令第27条ただし書〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 32 | 削除 | | | | | | | |
| 33 | 保稅地域(保稅工場及び保稅展示場を除く。)に備える帳簿の記載事項の一部を省略することができる場合の認定 〔令第29条の2第3項〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

| 番号 | 関税法施行令第92条第2項の規定に基づき委任する権限 | 税関出張所 | | | 税関支署出張所 | | | 監視署 |
|----|--|-------|-------|------|---------|--------|-------|-----|
| | | 諏訪 | 南部、西部 | 中部外郵 | 浜松 | 沼尾津、焼津 | 興津、蒲郡 | |
| 34 | 保税蔵置場の貨物収容能力増減等の届出に際し、添付図面を省略することができる場合の認定（令第50条の2及び令第51条の15において準用する場合を含む。） 〔令第37条ただし書〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 35 | 保税工場における保税作業の開始に際し届出を口頭でできる場合の認定 〔令第45条第1項ただし書〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 36 | 保税工場外保税作業の許可の際の条件の付与（令第51条の15において準用する場合を含む。） 〔令第49条第2項〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 37 | 保税工場外保税作業の許可の際に指定した期間又は場所の変更（令第51条の15において準用する場合を含む。） 〔令第49条第3項〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 38 | 指定保税工場の報告書記載事項の調整についての認定（令第51条の15において準用する場合を含む。） 〔令第49条の2第2項〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 39 | 保税工場に備える帳簿の記載事項の一部を省略することができる場合の認定 〔令第50条第2項〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |

備考 本表中法令名は、次の略語による。

関税法（昭和29年法律第61号）……………法

関税法施行令（昭和29年政令第150号）……………令

関税定率法関係

| 番号 | 関税法施行令第92条第2項の規定に基づき委任する権限 | 税関出張所 | | | 税関支署出張所 | | | 監視署 下田 |
|-----|--|-------|-------|------|---------|--------|-------|-----------|
| | | 諏訪 | 南部、西部 | 中部外郵 | 浜松 | 沼尾津、焼津 | 興津、蒲郡 | |
| 1 | 再輸入期間を超えることについての承認及び期間の指定 〔法第11条〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 製造用原料品の混合使用の承認(法第19条第2項において準用する場合を含む。) 〔法第13条第4項〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 製造用原料品の用途外使用等の承認(法第19条第2項において準用する場合を含む。) 〔法第13条第6項ただし書〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 製造用原料品の滅却の承認(法第17条第5項(法第18条第3項において準用する場合を含む。)法第19条第4項及び法第20条の2第3項において準用する場合を含む。) 〔法第13条第7項ただし書〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 特別の期間の定めのある再輸出免税貨物の承認及び期間延長の場合の期間の指定 〔法第17条第1項〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6 | 同種の原料品を混合して製品を輸出する場合の期間の指定 〔法第19条第3項〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7 | 内貨原料品等による製品を輸出する場合における確認 〔法第19条の2第1項〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 8 | 課税原料品を輸入許可の日から3月以内に保税工場又は総合保税地域に入れるとの承認 〔法第19条の2第2項〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 8-2 | 特例申告貨物原料品を保税工場又は総合保税地域に入れるとの承認 〔法第19条の2第4項〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |

| 番号 | 関税法施行令第92条第2項の規定に基づき委任する権限 | 税関出張所 | | | 税関支署出張所 | | | 監視署 |
|----|---|-------|-------|------|---------|--------|-------|-----|
| | | 諏訪 | 南部、西部 | 中部外郵 | 浜松 | 沼尾津、焼津 | 興津、蒲郡 | |
| 9 | 輸入時と同一状態で再輸出される貨物の再輸出期間が輸入許可の日から1年を超えることの承認及び期間の指定 〔法第19条の3第1項〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 10 | 搬入期間を超えることについての承認及び期間の指定 〔法第20条第1項〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 11 | 違約品に係る廃棄の承認 〔法第20条第2項、第5項〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 12 | 軽減税率適用貨物の用途外使用の承認 〔法第20条の2第2項ただし書〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 13 | 関税の軽減、免除等を受けた物品の転用の確認 〔法第20条の3第1項〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 14 | 変質、損傷等の確認書の交付（令第3条の3及び令第3条の4において準用する場合を含む。） 〔令第3条の2第1項〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 15 | 同種の原料品を混合使用する際ににおける包括申請の認定及び記載事項省略の認定（令第49条において準用する場合を含む。） 〔令第8条第2項〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 16 | 製造用原料品に関する帳簿の記載事項の省略の命令（令第49条及び令第53条第4項（令第53条の4第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。） 〔令第12条第2項〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 17 | 入国者の別送品で期間経過したものの特別理由の認定（令第25条第3項及び令第35条において準用する場合を含む。） 〔令第14条第1項〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

| 番号 | 関税法施行令第92条第2項の規定に基づき委任する権限 | 税関出張所 | | | 税関支署出張所 | | | 監視署 |
|----|--|-------|-------|------|---------|--------|-------|-----|
| | | 諏訪 | 南部、西部 | 中部外郵 | 浜松 | 沼尾津、焼津 | 興津、蒲郡 | |
| 18 | 輸出貨物製造用原料品による製造終了届を当該製品輸出申告の際、輸出申告税関にすることの承認 〔令第50条〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 19 | 指定製造工場の指定 〔令第50条の2第1項〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 20 | 輸入原料品の指定(令第53条の4第2項において準用する場合を含む。) 〔令第53条第1項第3号〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 21 | 輸出貨物の全部又は一部が輸入されたこととなった場合の確認書記載事項の是正 〔令第54条の2第5項〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 22 | 課税原料品による製造報告書の確認及び還付(令第54条の10及び令第54条の11において準用する場合を含む。) 〔令第54条の8第3項〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 23 | 保税工場又は総合保税地域における保税作業の開始に際し届出を口頭でできる場合の認定 〔令第54条の12〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 24 | 保税工場又は総合保税地域に備える帳簿の記載事項の一部を省略することができる場合の認定 〔令第54条の12〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

備考 本表中法令名は、次の略語による。

関税定率法(明治43年法律第54号)……………法
関税定率法施行令(昭和29年政令第155号)……………令

関税暫定措置法関係

| 番号 | 関税法施行令第92条第2項の規定に基づき委任する権限 | 税関出張所 | | | 税関支署出張所 | | | 監視署 下田 |
|------|--|-------|-------|------|---------|--------|-------|-----------|
| | | 諏訪 | 南部、西部 | 中部外郵 | 浜松 | 沼尾津、焼津 | 興津、蒲郡 | |
| 1 | 再輸入期間を超えることについての承認及び期間の指定 〔法第8条第1項〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 製造用原料品の混合使用の承認 〔法第9条の2第4項〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 製造用原料品の用途外使用等の承認 〔法第9条の2第6項ただし書〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 製造用原料品の滅却の承認 〔法第9条の2第7項ただし書〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 減免税物品の用途外使用の承認 〔法第10条ただし書〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6 | 関税の免除等を受けた物品の転用の確認 〔法第12条〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7 | 削除 | | | | | | | |
| 8 | 領置、差押物件を還付することができない場合の公告 〔法第19条〕 | ○ | | | ○ | ○ | | ○ |
| 9 | 領置、差押物件を還付する場合における関税の徴収 〔法第19条〕 | ○ | | | ○ | ○ | | ○ |
| 10 | 通告処分(罰金相当額が即時納付される場合に限る。) 〔法第19条〕 | ○ | | | ○ | ○ | | ○ |
| 10-2 | 通告処分(罰金相当額が即時納付される場合に限る。)に係る更正 〔法第19条〕 | ○ | | | ○ | ○ | | ○ |
| 11 | 同種の原料品を混合使用する際における包括申請の認定及び記載事項省略の認定 〔令第33条の6第2項〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 12 | 製造用原料品に関する帳簿の記載事項の省略の命令 〔令第33条の11第2項〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |

| 番号 | 関税法施行令第92条第2項の規定に基づき委任する権限 | 税関出張所 | | | 税関支署出張所 | | | 監視署 |
|----|---------------------------------------|-------|-------|------|---------|--------|-------|-----|
| | | 諏訪 | 南部、西部 | 中部外郵 | 浜松 | 沼尾津、焼津 | 興津、蒲郡 | |
| 13 | 減免税物品の用途外使用の際の物品確認場所の指定 〔令第34条第2項〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

備考 本表中法令名は、次の略語による。

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）……………法

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）……………令

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律関係

| 番号 | 関税法施行令第92条第2項の規定に基づき委任する権限 | 税関出張所 | | | 税関支署出張所 | | | 監視署 下田 |
|-----|---|-------|-----------|------|---------|----------------|-----------|-----------|
| | | 諏訪 | 南部、 西部 | 中部外郵 | 浜松 | 沼尾 津、 焼津 | 興津、 蒲郡 | |
| 1 | 軍納貨物等免税物品の引渡期間の指定並びに輸入物品のやむを得ない理由による滅失の承認 〔法第8条〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 削除 | | | | | | | |
| 3 | 領置、差押物件を還付することができない場合の公告 〔法第11条第3項〕 | ○ | | | ○ | ○ | | ○ |
| 4 | 領置、差押物件を還付する場合における関税の徴収 〔法第11条第3項〕 | ○ | | | ○ | ○ | | ○ |
| 5 | 通告処分(罰金相当額が即時納付される場合に限る。) 〔法第11条第3項〕 | ○ | | | ○ | ○ | | ○ |
| 5-2 | 通告処分(罰金相当額が即時納付される場合に限る。)に係る更正 〔法第11条第3項〕 | ○ | | | ○ | ○ | | ○ |
| 6 | 無許可譲受物品の保税地域への搬入命令 〔法第12条第4項〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7 | 保税地域へ入れられた物品に対する運搬及び保管費用の徴収 〔法第12条第5項〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 8 | 軍納品作業等終了申告の検査及び製品検査書の交付 〔令第8条〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

備考 本表中法令名は、次の略語による。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第112号)

.....法

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令(昭和27年政令第125号)

.....令

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律関係

| 番号 | 関税法施行令第92条第2項の規定に基づき委任する権限 | 税関出張所 | | | 税関支署出張所 | | | 監視署 下田 |
|----|--|-------|-------|------|---------|--------|-------|-----------|
| | | 諏訪 | 南部、西部 | 中部外郵 | 浜松 | 沼尾津、焼津 | 興津、蒲郡 | |
| 1 | 資材等又は製品の引渡期間の指定 〔法第2条第1項本文〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 資材等又は製品のやむを得ない理由による滅失の承認 〔法第2条第1項第1号〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 資材等又は製品の滅失の場合における証明書の交付 〔令第3条第2項〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 資材等の加工又は製造終了届の検査及び製品検査書の交付 〔令第5条第2項〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

備考 本表中法令名は、次の略語による。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和29年法律第112号）

..... 法

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和29年政令第103号）

..... 令

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律関係

| 番号 | 関税法施行令第92条第2項の規定に基づき委任する権限 | 税関出張所 | | | 税関支署出張所 | | | | 監視署 下田 |
|-----|---|-------|-------|------|---------|--------|-------|-----------------|-----------|
| | | 諏訪 | 南部、西部 | 中部外郵 | 浜松 | 沼尾津、焼津 | 興津、蒲郡 | 田御静衣子前岡浦、の崎空浦港津 | |
| 1 | 軍納貨物等免税物品の引渡期間の指定並びに輸入物品のやむを得ない理由による滅失の承認 〔法第4条〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 2 | 削除 | | | | | | | | |
| 3 | 領置、差押物件を還付することができない場合の公告 〔法第4条〕 | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | |
| 4 | 領置、差押物件を還付する場合における関税の徴収 〔法第4条〕 | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | |
| 5 | 通告処分(罰金相当額が即時納付される場合に限る。) 〔法第4条〕 | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | |
| 5-2 | 通告処分(罰金相当額が即時納付される場合に限る。)に係る更正 〔法第4条〕 | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | |
| 6 | 無許可譲受物品の保税地域への搬入命令 〔法第4条〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

備考 本表中法令名は、次の略語による。

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和29年法律第149号)

.....法

コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律関係

| 番号 | 関税法施行令第92条第2項の規定に基づき委任する権限 | 税関出張所 | | | 税関支署出張所 | | | 監視署 |
|----|---|-------|---------|------|---------|--------|-------|-----|
| | | 諫訪 | 南部、西部 | 中部外郵 | 浜松 | 沼尾津、焼津 | 興津、蒲郡 | |
| 1 | 免税コンテナー等の再輸出期間が1年を超えることについての承認及び期間の指定 〔法第4条〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 免税コンテナー等の用途外使用又は譲渡の承認 〔法第4条ただし書〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 | コンテナーの個別承認 〔法第13条第1項〕 (注1にあっては、稻永に限る。) | | ○ 注1 | | | | | |
| 4 | コンテナー等に関する帳簿の記載事項の省略についての命令 〔令第8条第2項〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 5 | コンテナーが国際道路運送手帳とともに提示された場合の検査及び封印 〔令第13条〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |

備考 本表中法令名は、次の略語による。

コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和46年法律第65号）……………法

コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和46年政令第257号）……………令

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（A T A 条約）の実施に伴う
関税法等の特例に関する法律関係

| 番号 | 関税法施行令第92条第2項の規定に基づき委任する権限 | 税関出張所 | | | 税関支署出張所 | | | | 監視署 下田 |
|----|--|-------|-------|------|---------|--------|-------|-----------------|-----------|
| | | 諏訪 | 南部、西部 | 中部外郵 | 浜松 | 沼尾津、焼津 | 興津、蒲郡 | 田御静衣子前岡浦、の崎空浦港津 | |
| 1 | 通関手帳による輸入物品に対する再輸出期間を超えることについての承認及び期間の指定 〔法第4条ただし書〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 輸入税の保全のため提供された担保の処分 〔法第6条第3項〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 3 | 通関手帳による物品の輸入又は保税運送について保証団体の確認を受けることの不要の認定 〔令第3条第1項〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 通関手帳による物品の輸入者が差押えを受けたときの届出の受理 〔令第5条〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

備考 本表中法令名は、次の略語による。

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（A T A 条約）の実施
に伴う関税法等の特例に関する法律

（昭和48年法律第70号）……………法

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（A T A 条約）の実施
に伴う関税法等の特例に関する法律施行令

（昭和48年政令第317号）……………令

自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律関係

| 番号 | 関税法施行令第92条第2項の規定に基づき委任する権限 | 税関出張所 | | | 税関支署出張所 | | | 監視署 |
|----|--|-------|-------|------|---------|--------|-------|-----|
| | | 諏訪 | 南部、西部 | 中部外郵 | 浜松 | 沼尾津、焼津 | 興津、蒲郡 | |
| 1 | 免税車輌等の減却の承認 〔法第5条第2項〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | 輸入税の保全のため提供された担保の処分 〔法第8条第3項〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 | 居住者に免税車輌を運転させることの承認 〔令第5条第2項〕 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 免税車輌等の輸入者又は第三者に対する使用状 況報告の要求 〔令第6条第3項〕 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

備考 本表中法令名は、次の略語による。

自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和39年法律第101号）……………法

自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和39年政令第182号）……………令

別表第3

関税法施行令第92条第2項の規定に基づき、同条第1項第2号に掲げる権限のうち、委任しない権限

- 1 次に掲げる事項に係る権限は、管内の税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署の長（以下「所署長」という。）に委任しない。
 - イ 関税法第69条第1項（貨物の検査場所の指定）の権限
 - ロ ハ 第69条の2第2項（輸出してはならない貨物の没収廃棄）の権限。ただし、同条第1項第3号及び第4号（知的財産侵害物品）に該当するものに係る権限を除く。
 - ハ 第69条の11第2項（輸入してはならない貨物の没収廃棄又は積戻し命令）の権限。ただし、同条第1項第9号及び第10号（知的財産侵害物品）に該当するものに係る権限を除く。
- 2 前記1に掲げる権限のほか、次に掲げる所署長の区分に応じた各権限は、当該所署長に委任しない。
 - (1) 興津出張所、南部出張所、西部出張所及び蒲郡出張所の長
関税法第67条（輸出又は輸入の許可）の権限のうち、本邦に入出国する旅客又は船舶若しくは航空機の乗組員が携帯する貨物又は別送して輸出入する貨物（以下「別送品」という。）及び船長、機長又は入出国者に託して輸出入される貨物に係る権限。
 - (2) 下田監視署長
イ 関税法第2章の規定に基づく権限
ロ 関税法第6章の規定に基づく権限のうち、輸入通関に係る権限
- 3 上記1及び2に掲げる権限は、関税法以外の関税に関する法令の規定中、関税の賦課及び徴収並びに関税法第6章の規定による手続の際にされる処分に係る規定に基づく権限についても制限する。